

委員長（溝手顕正君） ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、人事官、食品安全委員会委員、預金保険機構理事長及び同理事、公害等調整委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員、労働保険審査会委員、運輸審議会委員並びに航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件を議題といたします。

内閣官房副長官及び副大臣の説明を求めます。まず、内閣官房副長官鈴木政二君。

内閣官房副長官（鈴木政二君） 委員長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

人事官佐藤壮郎君は四月十一日任期満了となりますが、同君の後任に原恒雄君を任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により、両議院の同意を求めるために本件を提出をさせていただきます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されまことを心からお願い申し上げます。

委員長（溝手顕正君） 次に、内閣府副大臣嘉数知賢君。

副大臣（嘉数知賢君） 食品安全委員会委員寺田雅昭、小泉直子、寺尾允男、見上彪、坂本元子、

中村靖彦、本間清一君の七人全員は六月三十日に任期満了となりますが、寺田雅昭、小泉直子、見上彪、本間清一の四君を再任し、また、寺尾允男君の後任として長尾拓君を、坂本元子君の後任として畑江敬子君を、中村靖彦君の後任として野村一正君をそれぞれ任命したいので、食品安全基本法第二十九条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

次に、預金保険機構理事長の永田俊一君は六月二十三日、また、理事の長島裕君は六月二十五日に任期満了となりますが、永田俊一君及び長島裕君を再任したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されまよう心からお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、総務副大臣山崎力君。

副大臣（山崎力君） 公害等調整委員会委員田辺淳也君及び磯部力君の両君は六月三十日任期満了となりますが、田辺淳也君の後任に辻通明君を任命し、磯部力君を再任したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

よう心からお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、財務副大臣赤羽一嘉君。

副大臣（赤羽一嘉君） 日本銀行政策委員会審議委員中原眞君は六月十六日任期満了となりますが、その後任として野田忠男君を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに御同意されまようよろしくお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、厚生労働副大臣中野清君。

副大臣（中野清君） 労働保険審査会委員の白井康正君は六月三十日に任期満了となるので、その後任といたしまして伊藤博元君を任命したく、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により、両議院の同意を求めるために本件を提出いたしました。

以上、労働保険審査会の国会同意人事につき、何とぞ、速やかに御審議いただきますようお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、国土交通副大臣松村龍二君。

副大臣（松村龍二君） 運輸審議会委員小野孝君は七月五日に辞職し、榊誠君は七月五日に任期

満了となりますが、小野孝君の後任に大屋則之君を任命し、榊誠君は再任いたしましたので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

また、航空・鉄道事故調査委員会委員松浦純雄君は二月十七日に辞任いたしました。その後任に豊岡昇君を任命いたしましたので、航空・鉄道事故調査委員会設置法第六条第一項の規定により、両議院の同意を求めるため本件を提出いたしました。

何とぞ、御審議の上、速やかに同意されますようお願いいたします。

委員長（溝手顕正君） ただいま説明の人事案件について、これより採決を行います。

まず、人事官、預金保険機構理事長及び同理事、公害等調整委員会委員、日本銀行政策委員会審議委員並びに労働保険審査会委員の任命について同意を与えることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、食品安全委員会委員、運輸審議会委員及び航空・鉄道事故調査委員会委員の任命について同意を与えることに賛成の諸君の挙手を願います。

「賛成者挙手」
委員長（溝手顕正君） 多数と認めます。よう

て、本件は同意を与えることに決定いたしました。

委員長（溝手顕正君） 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人十五分の質疑を行うことに意見が一致しました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

委員長（溝手顕正君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。
事務総長（川村良典君） 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、国家公務員等の任命に関する件でございます。人事官外七件計十七名の任命に関する同意についてお諮りいたします。採決は、お手元の資料のとおり七回に分けて行います。

次に、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、二階経済産業大臣から趣旨説明があり、これに対し、津田弥太郎君が質疑を行います。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、外交防衛委員長が報告されます。採決は両件を一括して行います。

次に、日程第三について、法務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、国土交通委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第五について、経済産業委員長が報告された後、採決いたします。

なお、本日の国家公務員等の任命に関する件及び議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもつて行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約五十五分の見込みでございます。

委員長（溝手顕正君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
委員長（溝手顕正君） 御異議ないと認め、さ

よう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕